

各 位

師 崎 商 工 会  
税 務 委 員 会 主 催

# 『電子帳簿保存法について』

日頃は、商工会活動にご協力を頂き有難うございます。

半田税務署の担当官を講師に招いて税務講習会を開催します。

令和4年1月1日より、改正された電子帳簿保存法が施行されていますが、令和6年1月1日からは、メールで受け取った電子データをプリントアウトした紙ではなく電子データのまま保存することなどが義務化されることとなっています。電子帳簿保存法とは、各税法で保存が義務付けられている帳簿・書類を電子データで保存するためのルール等を定めた法律です。その対応に向けて準備等を考えておくことが必要になってきますが、まずは、保存要件など電子帳簿保存法について知っておかなければなりません。是非ご参加ください。

記

1. 日 時 令和4年12月14日(水)午後2時～午後3時30分
2. 場 所 師崎商工会 2階 会議室
3. テ ー マ 「電子帳簿保存法について」
4. 講 師 半田税務署 担当官
5. 参 加 金 無料

※参加の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用をお願いいたします。

申込み 下記申込書にご記入のうえ、令和4年12月9日までにお申込み下さい。  
師崎商工会 担当:高尾 TEL0569-63-0349 FAX0569-63-2141

FAXまたはご持参下さい。

## 令和4年12月14日税務講習会申込書

事業所名	受講者名